

合併処理浄化槽設置費の補助を行っています

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。

町では、生活排水による河川や海の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行っています。

○補助対象地域

南知多町全域

※日間賀島地区（漁業集落排水事業区域）は対象外です。

○補助対象浄化槽

自らの居住の用に供する部分を含む建物に設置するもの

○補助対象限度額

人 槽	居住用部分	補助限度額
5人槽	延べ床面積が130㎡以下	332,000円
7人槽	延べ床面積が130㎡を超えるもの	414,000円
10人槽	二世帯住宅	548,000円

※既存単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換については、撤去費の一部も補助対象（補助限度額9万円）となります。

※補助基数及び撤去費については、平成28年度予算の範囲内という制限があります。

※申請前着工は認められておりません。